

亀岡市男女共同参画条例

男女が共に輝いて生きることができるまち
亀岡をめざして

亀岡市

男女共同参画社会とは



女性も男性も、性別にとらわれることなく、その個性と能力を最大限に発揮できる社会のことをいいます。

すべての人は、対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担います。

平成15年4月1日から施行されます



この条例は、男女共同参画の推進に関する6つの基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現するために制定したものです。

今後は、この条例に基づき、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するため、市と市民、事業者のみなさんが一体となって取り組む必要があります。

みんなが取り組むことは



市は・・・

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していきます。
男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国および府との連携や協力に努めます。



市民は・・・

家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の促進に努めましょう。
市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。



事業者は・・・

それぞれの事業活動を行うにあたり、男女共同参画の促進に努めましょう。
市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。

男女共同参画を推進するための6つの基本理念

1

男女の人権の尊重

男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権を尊重しましょう。

2

性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度・慣行についての配慮

男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、さまざまな活動に参画できるように、社会における制度や慣行について配慮しましょう。

3

意思決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案および決定その他の活動に参画する機会が確保されるようにしましょう。

4

家庭生活における活動と他の活動の両立のための相互協力と社会的支援

家族が互いの協力と社会支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすとともに、職場や地域など社会における活動との両立ができるようにしましょう。

5

生涯にわたる性と生殖および健康の権利

男女が互いの性を理解し、性と生殖に関する自己決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営めるようにしましょう。

6

国際的協調

国際社会の一員として、国際的な交流と協力のもとに男女共同参画を推進しましょう。

性別による権利侵害をなくしましょう（第7条）

女だから、男だからという理由で差別してはいけません。
地域、職場、学校などでセクシュアル・ハラスメント（*1）をしてはいけません。
個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（*2）を行ってはいけません。

*1. セクシュアル・ハラスメント
相手の意に反する性的な言動をいい、条例では、職場や地域などあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。

*2. ドメスティック・バイオレンス
夫婦や恋人など、親密な関係にある男女間における暴力をいい、身体的暴力や心理的暴力、経済的・社会的・性的暴力、子どもを利用した暴力など多様な形態があります。

固定的な性別役割や人権を侵害するような表現をなくしましょう（第8条）

公衆に表示するポスターや広告などで、固定的な性別役割や性的暴力などを助長、連想させる表現・人権を侵害する性的な表現はやめましょう。

教育活動等においては、男女共同参画の理念に配慮し促進しましょう（第15条）

学校教育その他の生涯にわたる教育および学習活動において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれる取り組みをしましょう。

苦情の申し出ができます（第16条）

男女共同参画に関する施策への苦情・意見等について申し出ができます。

相談の申し出ができます（第17条）

性別による差別的取り扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、相談の申し出ができます。

発 行 亀 岡 市

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL 0771-22-3131（代）

FAX 0771-24-5501

URL <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

亀岡市男女共同参画条例施行規則

平成 15 年 3 月 31 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、亀岡市男女共同参画条例(平成 14 年亀岡市条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情の申出)

第 3 条 条例第 16 条第 1 項の苦情の申出(以下「申出」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した男女共同参画推進関係施策苦情申出書を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(対応しない申出)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に関する申出については、対応しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政内において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 12 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情等を行っている事案に関する事項
- (5) その他市長が対応することが適切でないと認める事項

(苦情処理の決定)

第 5 条 市長は、申出があつたときは、条例第 16 条第 2 項の規定により、亀岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問を経て当該苦情の処理についての決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により審議会へ諮問したときは、当該申出者及び市の関係機関に対し、諮問した旨の通知をしなければならない。

(苦情処理の通知及び公表)

第 6 条 市長は、前条の規定により苦情の処理についての決定を行ったときは、その結果を当該申出者に通知するとともに、これを公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、個人情報保護の保護に留意しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第7条 条例第19条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会に、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第11条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、生涯学習部人権啓発課において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。